

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

スタートアップ企業への経営指導に関する対価の課税関係

《内容》

関与先のA社は、経営コンサルタント会社ですが、この度、起業するAI企業のB社に対して、将来の成長戦略のための、経営方針や法務、資金等の経営指導を行いました。

その経営指導のための契約金額は300万円ですが、B社は、その経営指導の対価を金銭での支払に代えて、新株を発行（発行価額200万円）してA社に交付することを予定しています。なお、B社株式の発行価額は純資産価額ベースで評価すれば、200万円となりますが、A社はB社の将来性を高く評価し、将来の投資と考慮して取引条件を呑んだものであり、また、A社とB社には資本関係がなく第三者間の取引である点をも考慮すれば、B社株式の価額は、経営指導のための契約金額と同額の300万円であると評価してよいものと考えました。

このように、法人が取引の対価を現金以外の現物で支払を受けた場合、収益認識会計基準では、収益認識の基準となる取引価格を算定するに当たっては、その対価を時価により算定することになっていますが、税務上も、収益の額は200万円となるのでしょうか。税務上では、あくまでも契約金額の300万円を収益として計上し、B社株式の価額300万円との差額は、交際費等ないし寄附金として処理すべきではないか、と考えられますが、どうでしょうか。

『答』

税務上は、仮にそのB社株式の価額200万円が適正であったとしても、あくまでも経営指導のための契約金額300万円を収益として計上すべきことになり、その契約金額300万円とB社株式の価額200万円との差額は、別途、交際費等ないし寄附金に該当するかどうかを判断すべきものと捉えられますが、A社の認識や第三者間の取引であることなどからみて、B社株式の価額は300万円がよいものと考えます。

(解説)

- 1 法人税にあつては、平成30年度の税制改正により、資産の販売・譲渡又は役務の提供（資産の販売等）による収益の額は、その販売・譲渡をした資産の引渡しの日における価額又はその提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが明らかにされ（法第22条の2④）、販売・譲渡をした資産又は提供した役務の時価相当額を収益の額として計上するということとなります。すな

わち、資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額を収益の額とします（法基通2-1-1の10）。

税務上は、収益認識会計基準と異なり、資産の販売等による収益の額は、その契約における対価の時価ではなく、販売・譲渡した資産又は提供した役務の時価相当額としなければなりません。

したがって、ご質問の場合、税務上は、仮にその交付を受けたB社株式の価額200万円が適正であったとしても、あくまでも経営指導の契約金額300万円を収益として計上すべきこととなります。

その契約金額300万円とB社株式の価額200万円との差額は、別途、交際費等ないし寄附金に該当するかどうかを判断すべきものと捉えられますが、純資産価額ベースで評価すれば、B社株式の価額は200万円であるとしても、A社はB社の将来性を高く評価し、将来の投資と考えて取引条件を呑んだものであり、また、第三者間の取引である点をも考慮すれば、B社株式の価額は、経営指導のための契約金額と同額の300万円である、と評価してよいものと考えます。

そうしますと、結論的には、会計上も税務上も収益と株式の価額は300万円として計上すべきこととなります。

2 なお、ご質問の場合、A社の経理処理は、次のようになるものと考えられます。

(借)	売掛金	300万円	(貸) 売 上	300万円
	B社株式	300万円	売掛金	300万円

また、A社はその有する売掛金300万円をB社に現物出資したこととなります。しかし、この現物出資は、A社とB社との間に一切資本関係はないということですから、適格現物出資には該当しません（法法2 十二の十四参照）。

そうしますと、非適格現物出資として、売掛金を時価で出資（譲渡）したこととなり、その譲渡損益の計上の要否がどうなるかということですが、その売掛金の時価は300万円と捉えてもいいと思います。したがって、現物出資によって譲渡損益が生じることはないものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著 作 権 な ど ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。